



トトリ通信
ひとりひとりがそれぞれあって...

朝鮮高校無償化ネット愛知

11月30日(月) 第15回口頭弁論がありました!

冬が近づき寒さが増してきたこの日も、裁判所前に傍聴に駆けつけた人で長蛇の列ができていました。従前通り、口頭弁論では意見陳述の時間が十分に確保され、原告側の準備書面の要旨陳述が行われました!

◆第15回口頭弁論の内容◆

今回の口頭弁論では、文科省の朝鮮学校生徒に対する高校無償化適用除外が、①人種差別撤廃条約違反、②憲法13条(人格権)違反であることについて、弁護団から準備書面の要旨陳述が行われました。

①日本が批准している人種差別撤廃条約第5条では、教育についての権利に関して、あらゆる形態の人種差別が禁止・撤廃されること、民族的出身による差別なしに、法律の前に平等に権利が保障されることが定められています。しかし、日本政府は、「朝鮮学校の生徒」という地位にある在日朝鮮人を無償化適用から排除しており、このような取り扱いは民族的出身による差別だといえます。国連人種差別撤廃委員会からも、朝鮮学校生徒を無償化制度の適用から排除していることに関して、「懸念及び勧告」が出されているにもかかわらず、日本政府が勧告を無視し、朝鮮学校生徒を無償化制度から排除し続けることは、人種差別撤廃条約違反であるといえます。

②在日朝鮮人は日本社会では、民族的出自について否定的意見に晒されるため、肯定的な民族的アイデンティティーを確立することが困難な状況にあります。そのため、在日朝鮮人にとって朝鮮学校は、自

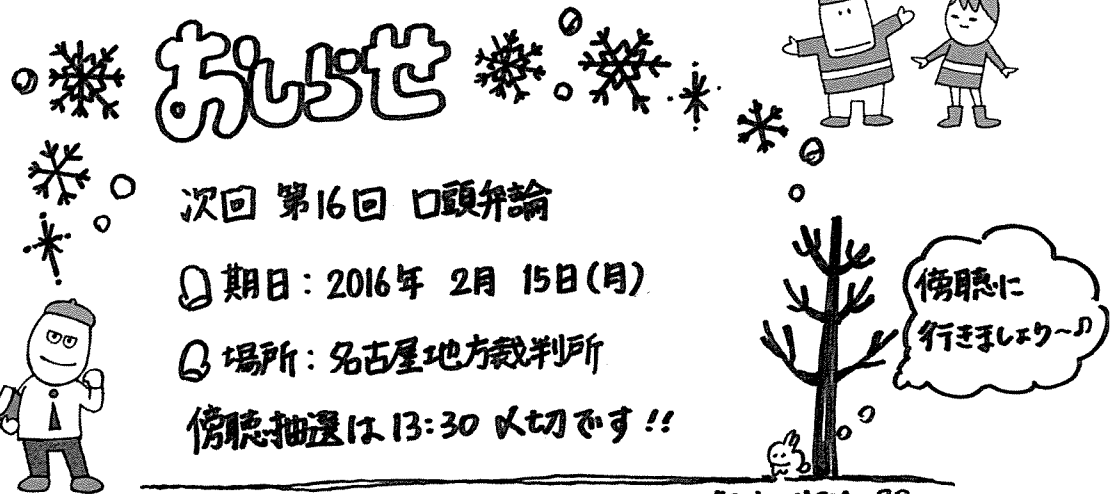
己の肯定的なアイデンティティーの確立のために非常に重要な場所となっています。したがって、朝鮮学校の生徒たちのみを無償化適用から排除することは、朝鮮学校生徒の人格的生存に不可欠な民族的アイデンティティーの形成過程に対する攻撃であり、朝鮮学校生徒の人格の否定となるものであるため、人格権を保障する憲法13条に違反しているといえます。

また、口頭弁論では、人種差別撤廃条約に関する田中宏教授の意見書も提出されました。

●裁判報告集会の様子●

裁判報告集会では、まず今回提出した、人種差別撤廃条約に関する書面と憲法13条に関する書面に関して、レジュメ付きの解説がありました。続いて、全国各地から応援に駆けつけてくれた支援者の方々から、支援の言葉をいただきました。また、新しく朝鮮高校の生徒会役員となった生徒たちから、裁判闘争に懸ける想いについて、挨拶いただきました。

このように今回は、全国の支援の輪が次々と広がっていることを実感できた報告集会でした。これからも、全国各地で共に戦って裁判闘争を勝ち抜きましょう!!



作成: USM~笑~
ウリハキョウブ+ネットメンバーズ